

休日在宅当番医の略図

《今町地内》

石川医院(外科) 旧国道八号線 今町大橋 今町出張所 富田医院(内科) 星野(幸)医院(内科) 内島医院(内科) カフェテリア志賀 衣料のイカラシ 北越銀行 見附支店

《見附市内》

至見附駅 丸勝石油機見附S.S. 東北電力機見附営業所 Aコープ見附店 星野(弘)医院(内科) つるの湯 金井医院(外科) 寺師医院(外科) 見附市中央公民館分館 見附商工会館 杏仁堂医院(内科) 小林医院(内科) 大五商会 山喜医院(内科) 柳久保自転車商会 見附市中央公民館 田崎医院(内科) 北越銀行見附支店 第四銀行見附支店

《中之島地内》

老人憩の家 刈谷田荘 堀医院(内科) 大竹邸記念館 中之島農協 中之島中学校 至長岡市 至街路中之島線

今町、見附市内の休日在宅当番医の略図を掲載しますので、受診される際の参考にしてください。

休日在宅当番医のお知らせ

月/日	内科医 (電話番号)	外科医 (電話番号)
3/12	霜鳥医院 (☎62-0579)	佐々木医院 (☎62-2357)
19	小林医院 (☎62-0562)	金井医院 (☎62-0116)
21	堀医院 (☎66-2133)	寺師医院 (☎62-0137)
26	田崎医院 (☎62-1122)	石川医院 (☎66-2140)
4/2	富田医院 (☎66-2226)	佐々木医院 (☎62-2357)
9	星野(見附)医院 (☎62-0998)	金井医院 (☎62-0116)
16	山喜医院 (☎62-0646)	寺師医院 (☎62-0137)
23	星野(今町)医院 (☎66-2103)	石川医院 (☎66-2140)

※診療時間は、内科・外科とも午前9時から午後5時までです。

広報

なかのしま

平成元年

3月

No.187

編集と発行/南蒲原郡中之島町役場企画課
(〒954-01 ☎0258-66-2270)



おもな内容

- ・「ふるさと創生」一億円 あなたのアイデアを募集します ②-③
- ・第一回町議会から ④
- ・臨時福祉特別給付金が支給されます ⑤
- ・交通災害共済 ⑥
- ・昭和63年度献血事業 ⑦
- ・カメラ散歩 ⑦-⑧
- ・高速道路は安全に走行しましょう ⑧

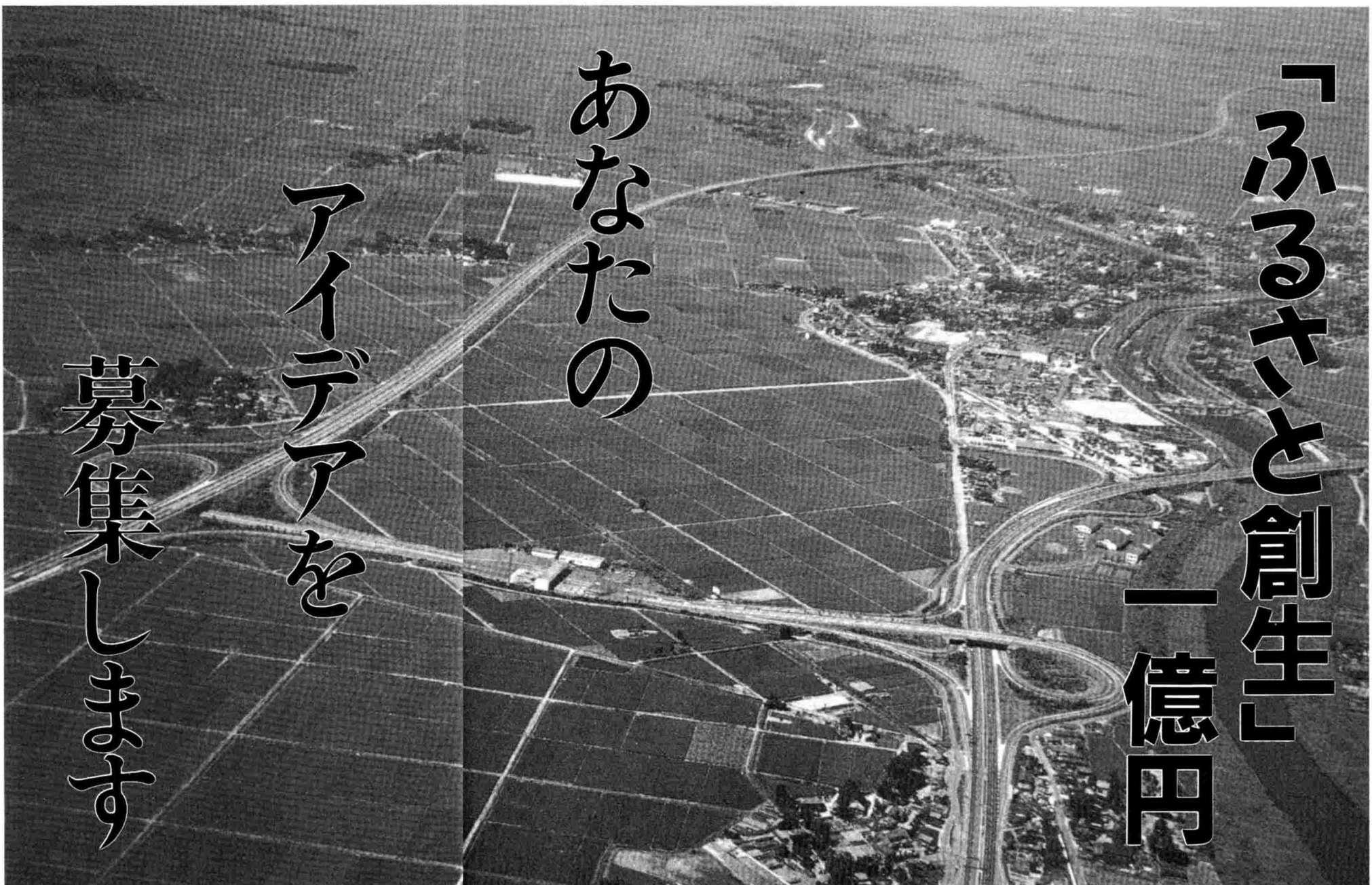


▼ひなまつり会

三月三日、中之島体育所では、おじいさん、おばあさんを招いて「ひなまつり会」を行い、みんなで楽しいひとときを過ごしました。

- 消防車・救急車の要請は☎119
- 無憂苑斎場の申込みは与板郷消防署 ☎0258-72-2572

「ふるさと創生」一億円



あなたの

アイデアを

募集します

「自ら考え自ら実践する地域づくり」
事業について(案)
63・12・21 自治省
〔趣旨〕

「ふるさと創生」は、国、地方を通ずる内政上の最重要課題であり、国においても、第四次全国総合開発計画、新経済計画等において自主的・主体的な地域づくりの必要性が明確にされ、また、現在、全国の各地域において地域づくりの気運が盛り上がっている。

この機会をとらえて、「地方が知恵を出し、中央が支援する」という、これまでとは異った発想に基づいて、「自ら考え自ら実践する地域づくり」事業を創設し、全国各地における自主的・主体的な地域づくりへの取組みを支援し、「ふるさと創生」の起爆剤となることを期待するものである。

皆さんのアイデアを募集します

「応募者に記念品をさしあげます」
皆さんも、マスコミ等の報道で、ご存知と思いますが、国では「ふるさと

国」作り
▽秋田県角館町「若者が好む環境整備を進め「デートエリア」として整備
▽沖縄県嘉手納町「民族資料館や図書館等文化施設の整備
まだまだ、たくさんの方が利用方法が掲げられていますが、これらにこだわることなく、皆さんのユニークなアイデアが集まることを期待します。

応募方法について

▼応募用紙
今月号に折り込んである用紙をご利用ください。

また、書ききれない場合や、アイデアが複数ある場合は、別の用紙でもかまいません。(ただし、複数のアイデアを寄せていただいても、記念品は一人一個とさせていただきます。)

また、匿名でも結構ですが、その場合は記念品を送付できないことをご了承ください。

▼応募メチ 平成元年三月末日
▼応募方法

地区嘱託員さん、又は直接役場企画課企画係までお願いします。

※詳細については企画課企画係にお尋ねください。
(☎六六一二二七〇 内線二六)

創生」の起爆剤となることを期待し、全国の市町村に一律一億円を配分すると発表しました。

昨年、第三次総合計画を策定し、「豊かな自然と活力あるまち」を目指し町づくりを進めている当町にとっても、おもいもよらぬプレゼントであり、今後の町づくりに弾みをつけるためにも是非とも有効な利用方法を考えたいものです。

そこで町では、広く町民の皆さんからアイデアを募集し、一億円の有効利用に役立てたいと考えています。

また、アイデアを応募くださった方全員に、記念品をさしあげます。ふるってご応募ください。

町の特性を活かしたアイデアを

事業の内容としては、地域における多様な歴史、伝統、文化、産業などを活かし、独自の・個性的な地域づくりを行うため、人材の育成、むらおこし、地域間交流、国際交流、伝統文化の継承、地域のイメージづくり、特産品の開発、地場産業の育成、地域情報化の推進、イベントの開催、地域福祉サービス、健康づくり、生涯学習の推進等が想定されます。

ちなみに、新聞等に取り上げられた利用方法の一部を紹介してみたいと思

います。
▽福島県新鶴村「健康スポーツプラザの建設

▽石川県羽咋市「UFO資料館を建設、UFOに関する学会やイベントを誘致する。

▽岐阜県東白川村「人と自然、町と村との交流をテーマにふるさとセンターを建設

▽和歌山県御津町「世界の梅五十種千本を植栽した世界の梅公園を建設

▽岐阜県南濃町「基金を設立して人材を海外などで研修させ、地域づくり研究グループを作る。

▽佐賀県芦刈町「有明海の珍魚ムツゴロウ養殖を軸にした「ムツゴロウ王

第一回町議会(臨時会)から

町道整備などに 二百二十万円を追加

平成元年の第一回町議会(臨時会)が、一月三十一日に開催され、条例改正や一般会計補正予算など、町長提出の五議案が原案どおり可決されました。
主な内容は次のとおりです。

条例関係

■中之島町税条例の一部改正について
— 地方税法の一部改正に伴い、市町村民税の退職所得に係る所得割の税率を改正したものです。

■中之島町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正、並びに中之島町特別職の職員給与及び旅費に関する条例の一部改正について
— 公務員給与の改定が行われたことに伴い、中之島町特別職報酬等審議会(高橋智会長・構成員十二名)が、議員報酬と常勤特別職の給与についての引き上げを答申したことを受け、それぞれの関係条例の一部を改正して、本年一月一日より適用するものです。

なお、改定額は左記のとおりです。

区分	改定前	改定後
議長	18万3千円	19万2千円
副議長	14万6千円	15万2千円
議員	13万4千円	14万円
町長	59万5千円	60万8千円
助役	46万8千円	47万8千円
収入役	44万1千円	45万1千円

■中之島町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部改正について
— 前記の改定に伴い、教育長の給与(月額)を現行の三十七万円から三十八万五千円に引き上げ、本年一月一日から適用するものです。

補正予算

■昭和六十三年度中之島町一般会計補正予算について
— 補正額は二百三十八万八千円を追加し、総額三十二億四千二百二十一万六千円となりました。
主な補正内容は、次のとおりです。

- ▼農林水産業費
 - ・農林水産業者 (農村総合整備モデル事業) 七十七万五千円
 - ・農業集落道路整備工事請負費 七十七万五千円
 - ・農業集落道路整備物件等補償料 七十七万七千円の減額
- ▼土木費 (町道)
 - ・興野松ヶ崎線工事請負費 百二十二万三千元



モデル事業で改良された道路(大口地内)

- ・長呂末宝線工事請負費 二百六十万円
- ・杉之森真弓線工事請負費 二十六万円
- ・町道路用地購入費 三百九万九千円の減額
- ※町道路用地購入費等の一部を工事請負費に組み替えたものです。(橋りょう)
- ・消耗品費 十四万一千円の減額
- ・橋りょう予備設計調査委託料 五十四万五千元

◎議員報酬並びに三役の特別職、教育長の給料月額改定に伴う増額分 六十六万八千円

町議会を傍聴してみませんか

議会は、どなたでも傍聴できます。傍聴を希望される人や、詳細については、町議会事務局(☎六六一二〇〇二・内線三三二)へお問い合わせください。



臨時福祉特別給付金 が支給されます

昨年、国会で税制改革の関連法律が成立し、この中で消費税の創設等が行われることになりましたが、これに伴って、高齢福祉年金、特別障害者手当の受給者の方などの生活の安定と福祉の向上及び低所得の在宅ねたきり老人などに対する在宅看護の支援に資するため、臨時福祉特別給付金(一時金)が支給されることになりました。
具体的な支給対象者や支給の方法などは次のとおりですが、支給を受けようとする方は支給申請書に必要事項を記載して所在地の市町村長に提出する必要がありますので御注意ください。

給付金の種類と支給額

- (1) 臨時福祉給付金(福祉給付金)
支給対象者一人につき一万円
- (2) 臨時介護福祉金(介護福祉金)
支給対象者一人につき五万円

福祉給付金の支給対象者

- (1) 平成元年二月一日(以下「基準日」といいます)において、本年二月分の次のいずれかの年金又は手当を受給できる方
 - ① 高齢福祉年金
 - ② 障害基礎年金のうち旧障害福祉年金に相当するもの(年金証書の記載)

- (2) 基準日において本年二月分の特別児童扶養手当の支給対象となる障害児の方

- ③ 番号の左から五桁目と六桁目が「63」又は「26」に該当するもの
- ④ 遺族基礎年金のうち旧母子・準母子福祉年金に相当するもの(年金証書の左から五桁目と六桁目が「27」又は「28」に該当するもの)
- ⑤ 児童扶養手当
- ⑥ 障害児童福祉手当
- ⑦ 特別障害者手当
- ⑧ 福祉手当(経過措置分)
- ⑨ 原爆被爆者諸手当(医療特別手当、特別手当、健康管理手当、保健手当)

介護福祉金の支給対象者

- (1) 基準日において生活保護を受けている方か、あるいは市町村民税非課税世帯又は均等割のみ課税世帯に属している方(本人又は本人の生計を維持している方が、昭和六十三年年度分の市町村民税を課税されていないか又は均等割の税額のみを課税されている場合がこれに該当します)で次のいずれかに該当する方。
 - ① 基準日において六ヶ月以上(昭和

受給の方法

臨時福祉特別給付金の支給を受けようとする方は、申請書に必要事項を記入して住所地の市町村に三月二十五日までに提出してください。
ただし、やむを得ない事情があるときは、この限りではありません。
詳細については役場住民福祉課福祉係までお問い合わせください。
☎六六一二一七〇内線四八

- (2) 本年二月分の障害児福祉手当、特別障害者手当又は福祉手当(経過措置分)を受給できる方
- (3) ただし、基準日において、病院、診療所、老人保健施設に継続して三ヶ月を越えて入院(昭和六十三年十月三十一日以前からの入院)している方、特別養護老人ホームなどの社会福祉施設に入所している方、里親に委託されている方や養護委託者に委託されている方には介護福祉金は支給されません。

(3) 基準日において七十歳以上の方(大正八年二月一日以前にお生れになられた方)で、本人又は本人の生計を維持している方が昭和六十三年年度分の市町村民税を課税されていない場合
(4) 前記(1)〜(3)に該当する場合でも、基準日において生活保護を受けている方や社会福祉施設に入所されている方などについては、各制度ごとに別に対応措置(生活保護費に一万円を加えて支給など)がとられるため、福祉給付金は支給されません。
なお、通所(通園)施設等で通所サービスを受けている方や軽費老人ホーム等の契約型の施設に入所されている方で(1)〜(3)に該当する場合は福祉給付金の支給対象となります。



昭和63年度献血事業 744名の方々から ご協力をいただきました

昭和六十三年年度の町の献血者総数は七百四十四人(二百ミリリットル換算)で、内四百ミリリットルの献血者は百十九名でした。

これは、当年度の目標人数七百八十名の九十五・三パーセントであり、わずかながら目標を下回る結果となりました。

科学がすばらしく進歩した今日でも、人の命を救う血液だけは、いまだ人工

的に造ることができません。尊い生命と健康を守るために、進んで献血にご協力ください。

▼献血は健康管理に役立ちます。

献血を行うと、血液型、肝機能、梅毒、HBs抗原検査のほか、血漿総蛋白、尿素窒素、総コレステロールなどの検査を行い、直接、結果を連絡します。で、尊い命を守るだけでなく、自分自身の健康管理にも役立ちます。

五回以上の献血ありがとうございます

六十三年度は十三名が申請

「五回以上の献血者を表賞します」とお知らせしたところ、昭和六十三年度につきましては十三名の方から申請がありました。

日頃のご協力に感謝いたします。

◇ 氏名 献血回数 (住所)

武田 和子 五回 (中之島第一)

大湊 孝一 五回 (中之島第四)

真野 直子 五回 (中之島第五)

星野 重助 六回 (猫興野)

発地 信男 六回 (島田)

原田 和枝 七回 (品之木)

山岸 嗣栄 八回 (中野東)

岩本 恵 七回 (中野東)

中村 栄子 六回 (中条東)

金安 享治 七回 (中条新田第二)

金安 暁美 七回 (〃)

水落 早苗 五回 (六所)

高森タネ子 十四回 (大沼新田)

《敬称は略させていただきます》

続きを行ってください。

①会員証 ②共済見舞金請求書 ③交通事故証明書 ④医師の診断書(指定のもの) ⑤請求者の金融機関の口座番号 ⑥請求者が運転もしくは同乗し

ていた場合は、車を運転していた人の免許証の写し ⑦その他必要に応じ組長の指定する書類

なお、見舞金の請求期限は、交通事故の起きた日から一年以内です。一年

を経過した場合は、請求できません。

詳しくは、住民福祉課窓口へお問い合わせください。

☎六六一二一七〇・内線四七

1日1円の安い掛金で見舞金の支払は最高100万円 交通災害共済



一日1円の安い掛金で最高百万円の見舞金——交通災害共済組合が発足してから、今年で二十一年目になりました。

当町では皆さんのご理解により、昭和六十三年度は人口の約八十八%に当たる一万七百五十八名の方々から加入

〔見舞金の給付区分〕

等級	災害の程度	金額
1等級	死亡した場合	100万円
2等級	自賠責施行令別表の第級区分の1級各号に掲げる傷害の割合	70万円
3等級	治療を要した期間が6ヶ月をこえ、かつ入院30日以上、治療日数90日以上のも	15万円
4等級	治療を要した期間が5ヶ月をいえ、かつ入院21日以上、治療日数75日以上のも	12万円
5等級	治療を要した期間が4ヶ月をこえ、かつ入院14日以上、治療日数60日以上のも	10万円
6等級	治療を要した期間が3ヶ月をこえ、かつ入院7日以上、治療日数45日以上のも	8万円
7等級	治療を要した期間が2ヶ月をこえ、かつ入院通院の実治療日数30日以上のも	6万円
8等級	治療を要した期間が1ヶ月をこえ、かつ入院通院の実治療日数15日以上のも	4万円
9等級	入院・通院の実治療日数7日以上のも	2万円

▼加入資格
町内に住所のある方は、どなたでも年齢に制限なく加入できます。

▼会費(掛金)
大人も子供も、一人年額三百五十円(四月一日以降に加入する場合も同額)です。

▼加入方法
嘱託員を通じて各世帯に届けられた申込書に必要事項を記入され、会費を添えて回収期限までに申し込みください。

▼見舞金の請求方法
万一交通事故に遭われたら、次の書類を添えて住民福祉課窓口で請求の手続きを行ってください。

▼加入資格
町内に住所のある方は、どなたでも年齢に制限なく加入できます。

▼加入方法
嘱託員を通じて各世帯に届けられた申込書に必要事項を記入され、会費を添えて回収期限までに申し込みください。

▼見舞金の請求方法
万一交通事故に遭われたら、次の書類を添えて住民福祉課窓口で請求の手続きを行ってください。

カメラ散歩

▼農・商青年合同懇談会
二月二十三日(木)、公民館大広間において第二回目の農・商青年懇談会が開催されました。

当日は、吉井特許事務所の吉井昭栄氏による「町の活性化と青年の役割」をテーマにした基調講演の後、吉井氏をまじえて、「ふるさと創生わたしの意見」と称し、ふるさと創生の一億円の使い道について熱心な討論が行われました。



▼第十五回町民将棋大会

二月二十六日(日)、十五回目を迎えた町民将棋大会が中之島町公民館大広間で開催されました。

当日は三十二名の愛好者の皆さんが参加し、和気あいあいの中にも熱心な対局が行われました。

結果は次のとおりです(敬称略)

(A級) 十二名参加
一位 小林 喜与士 二位 柴山 延明 三位 大竹 健作

(B級) 九名参加
一位 久保 和久 二位 山田 敏行 三位 星 信雄

(C級) 十一名参加
一位 高山 三根夫 二位 大竹 明敏 三位 若月 大





確定申告

はお済みですか？

期限は二月十五日です

軽自動車税は、毎年四月一日現在の軽自動車、バイクなどの所有者に課税されます。

お持ちの車を他人に譲ったり、これを使って使えなくなっても、届け出がなければいつまでもあなたに課税されます。

購入、譲渡、廃車、住所異動などをしたときは、必ず忘れずに届け出をしてください。販売店などに手続きを頼んである方は、届け出が済んでいるか

お忘れなく！ 軽自動車・ バイクの届け出

- どうか確かめてください。
- 届け出先は次のとおりです。
- ▽三輪・四輪の軽自動車… 軽自動車検査協会新潟主管事務所 (新潟市大形本町)
 - ▽小型二輪車… 新潟運輸局新潟陸運支局 (新潟市東出来島)
 - ▽軽二輪車… 全国軽自動車協会連合会新潟県事務所 取扱所 (新潟市東出来島)
 - ▽原動機付自転車・小型特殊自動車… 役場税務課管理係軽自動車税担当
- ※ なお、身体障害者の方で、一定の要件に該当する方は、軽自動車税の減免措置があります。
- ※ 詳しくは、役場税務課管理係軽自動車税担当 (☎〇二五八一六六一二 一〇一内線四一)へお問い合わせください。

その火 その時 すぐ始末!!

～春の火災予防運動～
(4月1日～14日)

火の用心7つのポイント

- 寝たばこや、たばこの投げ捨てをしない。
 - 子供は、マッチやライターで遊ばせない。
 - 風の強いときは、たき火をしない。
 - 天ぶらを揚げるときは、その場をはなれない。
 - 家のまわりに燃えやすいものを置かない。
 - ふろの空だきをしない。
 - ストーブには、燃えやすいものを近づけない。
- ◇ これから暖かくなると外出の機会が多くなりますが、忘れてはならないのが火の始末。
火の元にはくれぐれも気をつけましょう。

今年度の未納はありませんか

国民年金保険料

三月は年度末ですね。国民年金も年度末です。昨年四月からの一年間の締めくりの月です。

そこで、この一年間の国民年金保険料を点検してみてください。ついつつかり納め忘れていたとか、口座振替のはずが引き落とされずにいる保険料はありませんか。

「ほんの2、3ヶ月くらいの未納月数なんて…」と思っている方もおいてかもしれませんが、万一事故に遭ったとき、国民年金保険料は、四月から月額八、〇〇〇円になります。

国民年金保険料は、四月から月額八、〇〇〇円になります。

国民年金保険料は、四月から月額八、〇〇〇円になります。



高速道路は 安全に 走行しましょう

昭和六十三年中、県内の高速道路では人身事故が百七十件発生(昨年百九件)し、死者は七名(昨年十四名)、傷者は二百六十一名(昨年百六十八名)となりました。

死者数は減少したものの、件数及び傷者数は大幅な伸びとなりました。

高速道路は高速走行の場ですので、わずかな油断や運転操作のミスが大惨事につながります。

高速運転安全5則

- 安全速度を守る
- 十分な車間距離をとる
- 割り込みをしない
- わき見運転をしない
- 路肩を走行しない

- 高速道路を通行するときは、「5つの点検」と「高速運転安全5則」を確実に守りましょう。
- 〔5つの点検〕
- ① タイヤ
 - 空気圧は一般道よりやや高め
 - スリップサインの確認
 - ② 燃料
 - 燃料ゲージの確認
 - ③ 冷却水
 - 冷却水は一杯に
 - 水もれの確認
 - ④ エンジンオイルの量
 - オイルゲージの確認
 - ⑤ 貨物の積載状態
 - ロープ、シートカバーの確認
- 〔高速運転安全5則〕

ヒヤリ・ハット体験を 教訓に!

皆さんは、車を運転していてヒヤリ・ハットした体験はありませんか？

ヒヤリ・ハット体験というのは事故にはならなかったけれども、その一歩手前まで至った体験をいいます。ですからヒヤリ・ハットすることの多いドライバーは、それだけ事故を起こしやすいということでもあります。

こんな体験をしたら、「事故にならなくてよかった。ホッとした…」で終わらせないで、できるだけ時間がたたないうちに、そのときの交通場面、危険の種類などを考え起こし、なぜ、ヒヤリ・ハットしたのかの原因を考え、自分の落ち度を反省し、安全運転の教訓としたいものです。

《町内交通事故発生状況》

区分	件数		死者		傷者	
	2月中	累計	2月中	累計	2月中	累計
平成元年	1	3	0	0	1	3
昭和63年	1	7	0	1	3	12
比較増減	±0	-4	±0	-1	-2	-9

死亡事故0 連続127日(※現在)

ご注意

塩素系の製品と酸性タイプの製品を
いっしょに使うと
有害ガスが出て危険です。

必ず注意表示を続ってお使いください。

塩素ガス発生!



春です!

人口の動き

	2月末日現在・(前月比)	前年同月比
人口	12,204人 (+13)	[+87]
男	5,958人 (+6)	[+33]
女	6,246人 (+7)	[+54]
世帯数	2,523戸 (+6)	[+31]

スポーツ施設利用のお知らせ



施設名	野球場	テニスコート
開放期間	4月1日～11月20日(予定)	4月1日～11月20日(予定)
使用方法	すべて予約制で、使用する1ヶ月前から3日前までの間に教育委員会に申請してください。(申請書は教育委員会にあります)	すべて予約制で、使用する1ヶ月前から5日前までの間に教育委員会に申請してください。(申請書は教育委員会にあります)
受付時間	日曜、祭日を除く午前8時30分～午後5時(土曜日は正午まで)	日曜、祭日を除く午前8時30分～午後5時(土曜日は正午まで)
使用時間	午前5時～午後10時(大会時を除き2時間以内)	午前6時～午後10時(2時間以内)
使用料	無料 ただし、社会教育活動以外及び町外者の使用については有料 (昼間 1時間 2,000円 夜間 " 4,000円)	(1コートにつき) 町内者 (昼間 1時間 500円 夜間 " 1,100円) 町外者 (昼間 " 750円 夜間 " 1,650円)

▼お詫び— 広報二月号のページ「外国人だった二年間」の三段目は「英語圏」の誤りでした。お詫びして訂正いたします。

今月の納税…国民年金保険料

～生き生き人生を送るために～

※あなたもリハビリに
参加しませんか?

町では、脳卒中の後遺症などのある方々に、生きがいのある人生を送っていただくため、機能回復訓練事業を下記のとおり実施します。ぜひご参加ください。

◇ ☆対象者/脳卒中の後遺症などのある方で、自分の用が足せたり、簡易な介助で歩けるなど、あまり重度でない方。

◇ ☆会場/中之島町公民館

◇ ☆回数/毎月1回(計12回の子定)

◇ ☆内容/歩き方などの基本動作・日常生活の動作、レクリエーションを通じての仲間づくりなど。

◇ ☆送迎/町のマイクロバスで行います。

希望者は、3月31日(金)までに役場保健衛生課へお申し込みください。電話でもよろしいです。(☎66-2170)

不燃物の収集を
3月6日から再開しました

なお、4月から収集日が変更になります。

[上通、中之島(真弓・野口を除く)、中通地区]
毎月第1、2、3、4の月曜日に。

[中野、中条、信条、西所、三沼の各地区及び真弓、野口]

毎月第1、2、3、4の火曜日に。
(後日、ごみ収集計画表を配付いたします。)

列車時刻改正のお知らせ

JRは皆様から、より一層気軽にご利用いただけるよう、三月十一日から列車時刻を改正いたします。
今回の時刻改正の要点は次のとおりです。
一、金沢～長岡間に特急列車二往復増発します。
二、新潟～長岡間に通勤快速列車一往復増発(長岡、見附停車)します。
※詳しくは、JR押切駅(☎02581-24110)へ照会ください。

健康診断受診状況等の
調査を行います

保健衛生課

町民の健康診断の受診状況等を調査し、各種検診の受診率向上等、その充実を図るため、この調査を行います。

て記入のうえ、再び嘱託員を通じて提出いたします。

◎調査対象/町全世帯を対象とした悉皆調査です。(対象年齢は満十九才以上)
◎調査方法/三月中に嘱託員を通して「調査票」を配布いたしますので、各世帯において



郵便局からお知らせ

お済みですか?
非課税扱いの手続き

～65歳以上の方など、3月31日までです～

昭和63年3月31日以前にお預けいただいた定額貯金等の利子について、昭和63年4月1日現在、65歳以上の方等、非課税対象者の方は、平成元年3月31日までに手続きをされないと、他の金融機関とは別枠で預入額300万円までの利子が非課税扱いとなります。

なお、手続きがお済みでない方は、お早めに郵便局の窓口等へお申し出ください。

今町郵便局
南蒲原中条郵便局
押切駅前郵便局
中之島簡易郵便局

交通事故のご相談は
お気軽にどうぞ
無料でご相談に応じております



午前9時半～午後4時40分(平日)
土曜日は正午まで(第2・第3土曜日は休みます)
◎専門の相談員が親身になってご相談に応じます
◎弁護士相談日：毎週水曜日午後1時～4時

社団法人 日本損害保険協会
新潟自動車保険請求相談センター

新潟市本町通七番町1082 興亜火災新潟支店ビル5階
(新堀通り本町角) 新潟調査事務所内
☎025-225-1851(直通) 025-225-2225
電話のご相談もお受けします

種類	保有者数
大型 2	73
普通 2	118
大特 2	-
けん引 2	-
大型 1	615
普通 1	4,651
大特 1	-
二輪	479
小特	225
原付	447
計	6,608

運転免許統計(新潟県警察本部)

町内における種類別免許保有者数

左の表は、町内在住者で運転免許を保有している人を種類別に分類したものです。(昨年末現在)
なお、一人で数種類の免許を取得している場合は上位免許に計上してあります。
また年齢層別では、十六から二十四歳までの若者運転者は九百八十人で全体の十五%、二十五から五十九歳までの一般運転者は四千八百六十四人で七十四%、六十歳以上の高齢運転者は七百六十四人で十一%を占めています。



道路は
泣いている。。。
空き缶ポイ捨ては
やめましょう

**新潟県交通事故
無料相談所**
県が実施している、無料の交通事故相談所です。
交通事故の解決で困っている方に、専門の相談員や弁護士が相談に応じていますので、どなたでもお気軽にご利用ください。
開設場所等は次のとおりです。

◆常設相談所
○新潟相談所 県庁行政庁舎一階
☎〇二五―二八五―五五二一
○長岡相談所 長岡総合庁舎一階
☎〇二五―三八―二六六五
◆上越相談所 上越総合庁舎二階
☎〇二五―二五―二二二一

◆移動相談所(当町から一番近い相談所のみ掲載)
○三上市役所
○相談日/毎月第一、第三火曜日(ただし、当日が祝日等の場合は変更します)
○時間/午前10時～午後二時

◆より適正な相談をするため、来所の際は交通事故証明書など、参考となる書類をご持参ください。

◆相談時間◆
○平日/午前九時～午後三時
○土曜日/午前九時～午前十一時(日曜・祝日は休みです)
※弁護士による相談日等については、詳しいことは、相談所にお問い合わせください。

――ぼくがさき あせる心は じこのもと――

広 報

なかのしま

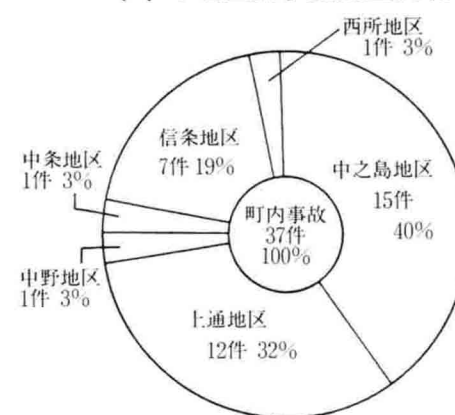
交通安全 特集号

中之島町役場企画課



今日も
無事故で

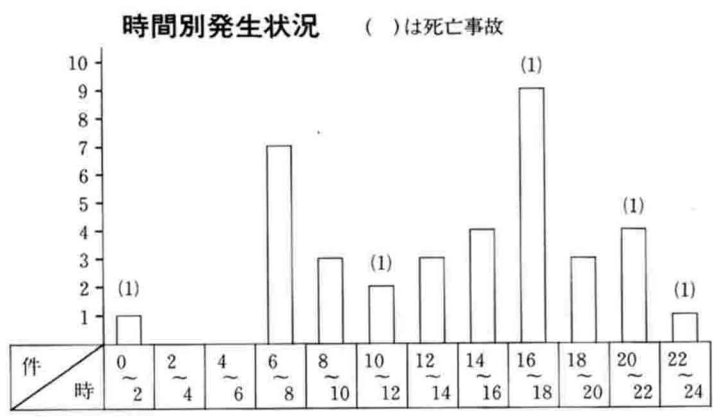
昨年の地区別事故発生状況



毎日のように発生する交通事故。一瞬のうちに尊い人命を奪い、家庭を不幸のどん底に落とし込む交通事故は、毎日を車社会の中で生活する私達にとって決して他人事ではありません。交通事故を防止するために、多くの安全設備が設けられ、法律や規則がつけられています。事故は減少するどころか増加の傾向を示しています。その原因として色々なことがありますが、何とんでも事故を起こしているのは私達人間だということです。事故を起こさずともおぼろげに起きている人はいるのですが、ちょっとした不注意や自分本位の判断が不幸な結果を招いています。お互いに相手を思いやり、交通ルールの基本を守って、安らぎのある交通社会を築きましょう。

――一生を 事故で泣くまい 泣かすまい――

【事故原因】
原因別では安全不確認や前方不注意などが全体の六十五%を占めています。ほんのちよつとした不注意が事故に



【時間別発生状況】
多発時間帯は、午前六時から八時まで(七件)と午後四時から六時まで(九件)のラッシュ時となっています。また、死亡事故は五件のうち四件が夕暮れ時及び夜間に発生しました。

車種別発生状況

車種	区分	第1当事者	第2当事者
軽乗用		3	1
軽貨物		4	3
普通乗用		12	12
普通貨物		8	6
大型貨物		3	-
自動二輪		1	2
原付車		2	5
自転車		2	4
歩行者		2	3
特種車		-	-
計		37	36

【車種別発生状況】
事故をおこした第一当事者は、普通乗用者、普通貨物自動車全体の五十四%を占めており、相手である第二当事者は、さきの二つに加えて、原付車自転車などとなっています。

事故原因

事故原因	件数	%
前方不注意	10	27
安全速度	3	8
操作不相当	3	8
安全不確認	14	37
一時不停止	2	6
動静不注視	3	8
とびだし	2	6
計	37	100

つながっていますが、ハンドルを握つたら「自分だけは大丈夫」などという甘い考えは捨て、慎重に運転しましょう。

路線別発生状況

路線	区分	件数	死者	傷者
国道8号線		5	1	6
県道	見附・与板線	5	1	4
	その他県道	15	1	17
	計	20	2	21
町道		12	2	15
合計		37	5	42



自転車安全教室(中野地区)

【路線別発生状況】
交通事故の五十四%が県道で発生しました。また、町道での事故が増加傾向にあります。死亡事故は国道で一件、県道で二件、町道で二件発生しました。

当事者別発生状況

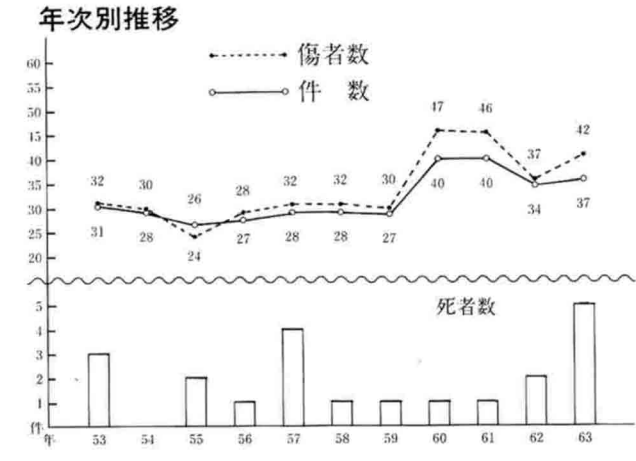
年齢	第1当事者		第2当事者	
	男	女	男	女
幼稚園児		1		1
小学生	2		1	
中学生			1	
高校生			1	1
15才~19才(上記除)	2		3	
20才~24才	5	1	2	3
25才~29才	3	2	4	
30才~34才	4	2		
35才~39才	3		4	
40才~44才	2		1	1
45才~49才	3	2	1	1
50才~54才	1		1	1
55才~59才	1		3	1
60才~	3		4	1
計	29	8	26	10

【当事者別発生状況】
第一当事者を年齢別にみると、二十才代がいちばん多く、次に三十才代、四十才代と続いています。また、六十才以上のお年寄りが関係する事故は八件も発生しました。(うち死者二名)



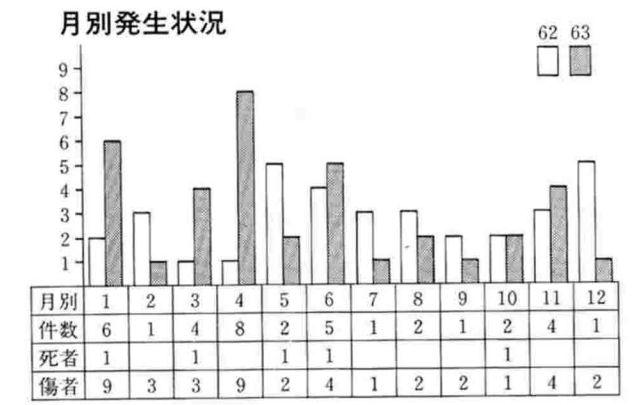
ミニ交通指導所(大口地内)

年々、交通情勢が厳しさを増すなか、昨年中之島町で発生した交通事故(人身事故)は、件数、死者、傷者とも前年を上回りました。昨年の事故の特徴としては、何といっても死亡事故が異常発生したことがあげられます。一月一日に県内第一号が発生、以来三月、五月、六月、十月に発生し、五名の尊い生命が失われました。(うち町内在住者は二名)これは交通死亡事故0、目標一、〇〇日運動を展開以来、最悪の記録となりました。今後の交通事故発生を防止するため、昨年の事故について、いろいろな角度からみてみましょう。



中之島町の交通事故

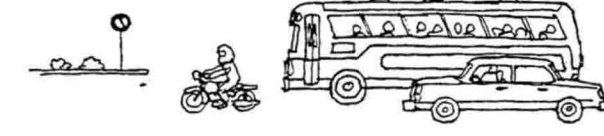
区分	年	63年	62年	前年対比(%)
件数		37	34	108.8
死者		5	2	250.0
傷者		42	37	113.5



【年次別推移】
増加傾向にあった事故件数は六十二年は減少したものの、昨年は再び増加しました。また、死亡事故がひん発し、大変心配される事態となりました。
【月別発生状況】
事故発生件数を月別にみると、最高は四月の八件、ついで一月の六件、六月の五件となっています。一年を前半(一~六月)と後半(七~十二月)に分けてみると、前半の方が二十六件で全体の七十%を占めています。

曜日別発生状況

区分	曜日	日	月	火	水	木	金	土	計
件数		7	7	1	5	7	6	4	37
死者数						1	3	1	5
傷者数		10	8	1	6	7	6	4	42



【曜日別発生状況】
火曜日を除き、ほぼ同じような発生状況ですが、子どもの事故は五件のうち三件が日曜日に発生しています。(木曜日一件、土曜日一件)死亡事故の発生は、週末の三日間に集中しています。

